多子世帯利用給付の認定手続きを電子申請で行う場合について

１.申請に必要なものについて

　電子申請を行うには、次のものをそろえてください。

　　・申請者本人のマイナンバーカード（電子証明書付き）

　　・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン又はパソコンとカードリーダ

　　・申請に必要な添付書類（就労証明書等）のデータ（画像やPDFのファイル等で添付してください。）

２.申請の提出期限について

　　認定希望日まで

　　※認定希望日は、必ず提出日か未来日になります。認定希望日を遡ることはできません。

　　　（例：認定希望日が4月1日の申請を4月10日に提出した場合、認定期間は4月

1日からではなく１０日からとなります。）

　　※認定期間の利用について、無償化の対象になります。

　　※期間に余裕をもって提出してください。

3．申請時の注意点

　　・入力項目が多いため、時間に余裕をもって申請してください。（入力の目安：30分程度）

・電子申請を行う場合は、紙の書類で申請する場合と同じように、必要書類を確認しながら申請を

行ってください。

　　・申請に不備があった場合、保育施設課から電話で再提出の依頼をします。再提出は電子申請で行え

ませんので、紙の書類で再提出を行ってください。紙の書類が提出されてから、認定の処理を行い

ます。

　　・添付書類のデータ容量が合計で１０MBを超える場合は電子申請ができませんので、紙の書類で申請

してください。電子申請前に、添付書類のデータ容量をご確認ください。

　　・システムのメンテナンスやサーバが込み合う等で急遽電子申請ができなくなる場合がありますので、

　　　提出期限までに余裕をもって申請してください。

【申請先】

　　＊QRコード



